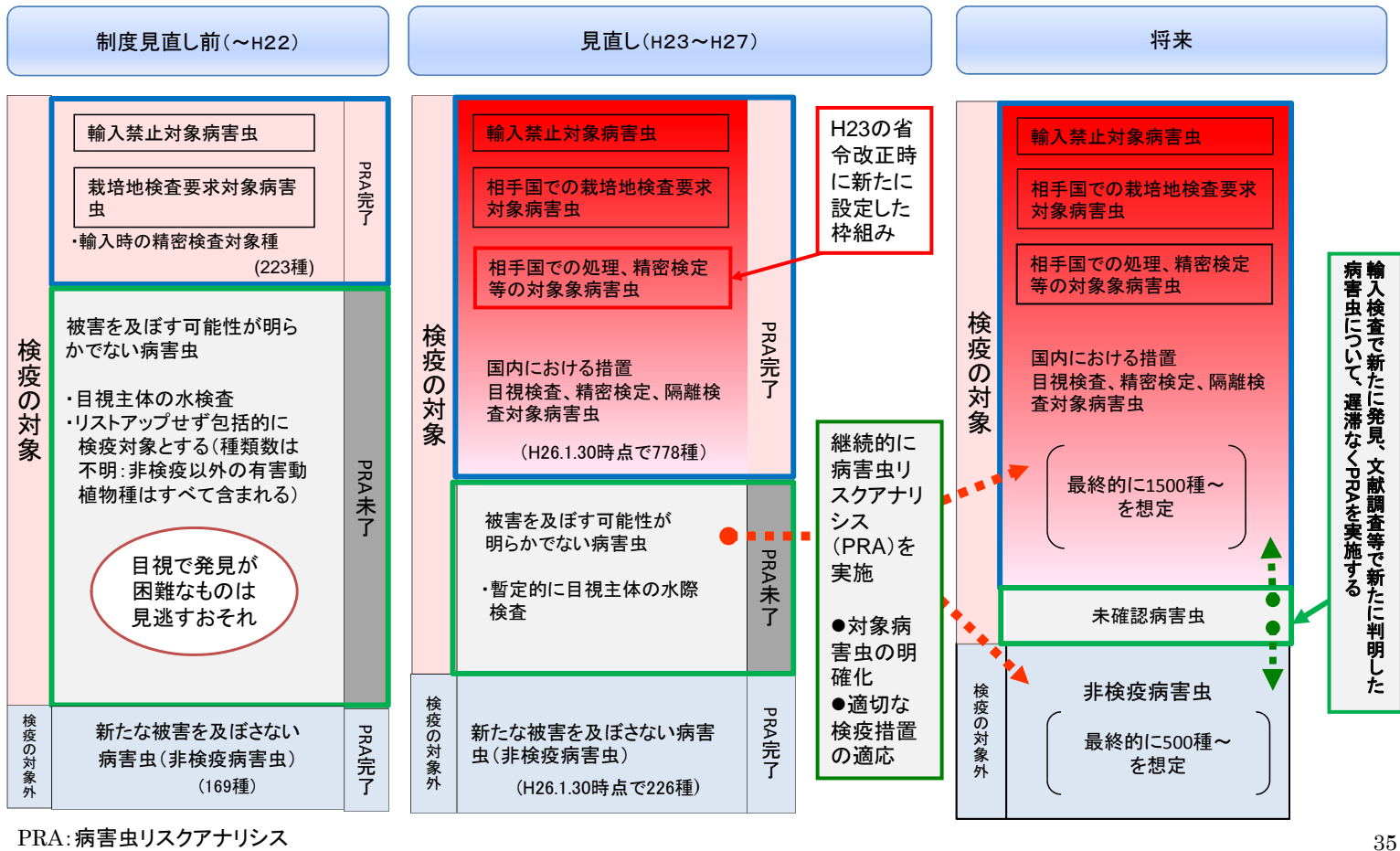
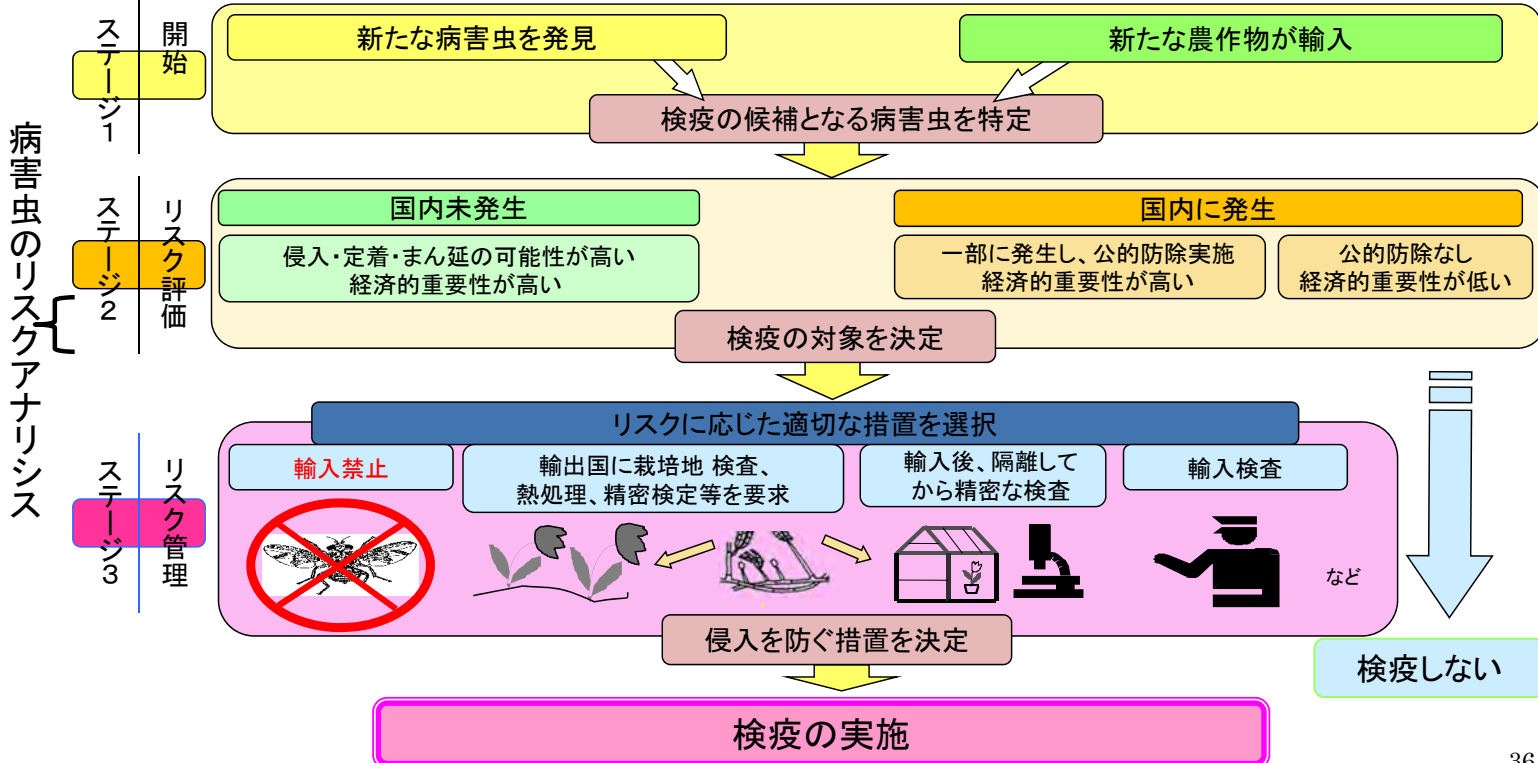


植物の輸入検疫の対象とする有害動植物のリスト化



(参考)植物の病害虫リスクアナリシス(PRA)の概要

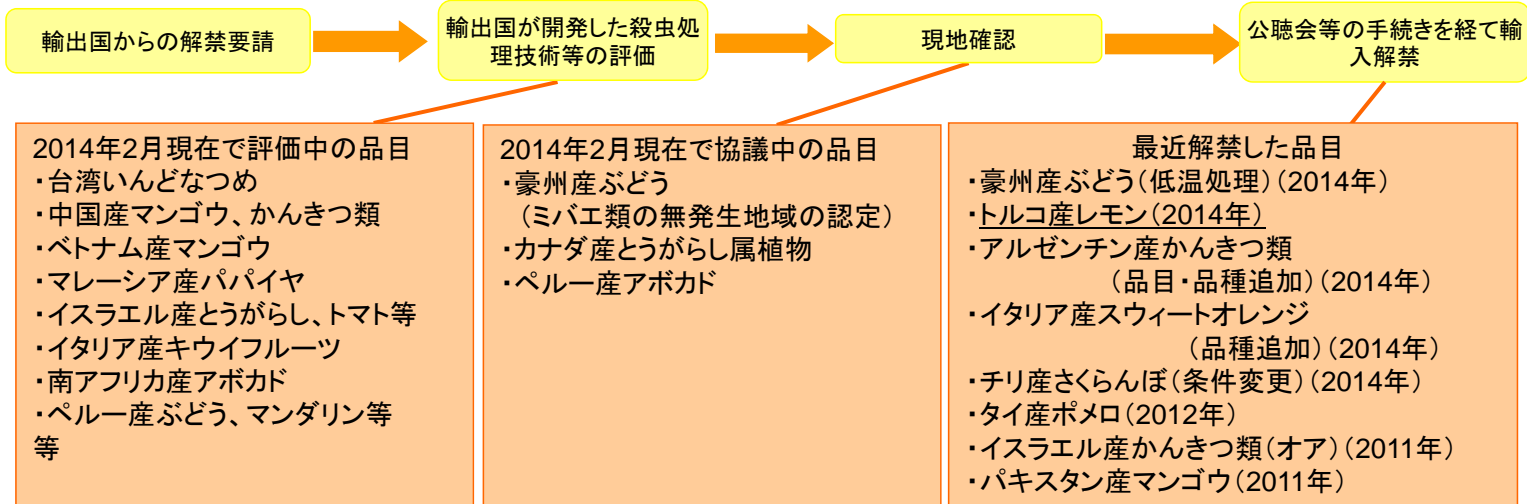
- 我が国への新たな病害虫の侵入を効果的・効率的に防止する上では、リスクに応じた適切な植物検疫措置を講じることが重要
- 最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合に農業に与える経済的被害について評価を行う病害虫リスクアナリシス(PRA)を行い、その結果に基づいて我が国が侵入を警戒する病害虫の見直し及び当該病害虫に対する検疫措置の見直し等を実施。



諸外国からの輸入解禁要請への対応

- 我が国が侵入を警戒している病害虫の寄主で輸入が禁止されている植物について、諸外国から輸入解禁要請があった場合には、輸出国における殺虫処理技術等、我が国への当該病害虫の侵入を防止するための検疫措置について、2国間で技術的協議を実施。
- 我が国は、「植物検疫における輸入解禁要請に関する標準的手続について」に基づき、輸出国が開発した殺虫処理技術等の評価、日本側専門家による現地での殺虫技術等の確認、公聴会等の手続きを経た上で、輸出国における殺虫等検疫措置の実施を条件に輸入を解禁。
- なお、解禁手続の進行状況は農林水産省のホームページ及び通商弘報で公開。

輸入解禁までの手続き



4 輸出検疫協議

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 現在、輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成26年3月11日現在)

牛肉	香港、マカオ、シンガポール、タイ、カンボジア、ラオス、バングラデシュ、フィリピン ^{※※} 、モンゴル、UAE、米国、カナダ、メキシコ、EU [※] 、ニュージーランド ^{※※} 等
豚肉	香港、マカオ、シンガポール、台湾、カンボジア、ドバイ
鶏肉	香港、ベトナム、カンボジア、パキスタン、モンゴル等
殻付き鶏卵	香港、シンガポール、インドネシア ^{※※※} 、UAE ^{※※※}
育児用粉乳	香港、パキスタン、ベトナム等
牛皮	香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム
豚皮	香港、台湾、韓国、タイ、ベトナム、フィリピン

※輸出施設の認定が行われると、実際の輸出が可能となる。 ※※※試験研究用のみ。
 ※※ 地方自治体及び動物検疫所への通知後、証明書の発行が開始され、実際の輸出が可能となる。

2. 現在、輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

- 牛肉: ロシア、ミャンマー、ベトナム、中国、台湾、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、韓国、豪州、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、バーレーン、レバノン、トルコ、ブラジル、南アフリカ
- 豚肉: ベトナム、フィリピン、韓国、タイ
- 家きん肉: シンガポール、台湾、韓国、中国、マカオ、米国、フィリピン
- 牛・豚原皮: 中国
- 乳・乳製品: 中国

日本からの農産物の輸出に関する植物検疫の状況

1. 現在、輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成25年12月5日現在)

みかん	韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等
りんご	台湾、中国、香港、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、UAE、EU、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等
なし	台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア、米国等
さくらんぼ	韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、ロシア等
いちご	韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア等
トマト	韓国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア等
ながいも	韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア、米国、カナダ等
かんしょ	韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア、カナダ等
精米	韓国、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、ロシア、米国、カナダ、チリ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド等

※ 原発事故に伴う輸入規制により、都道府県によっては輸出不可な国・地域及び品目がある

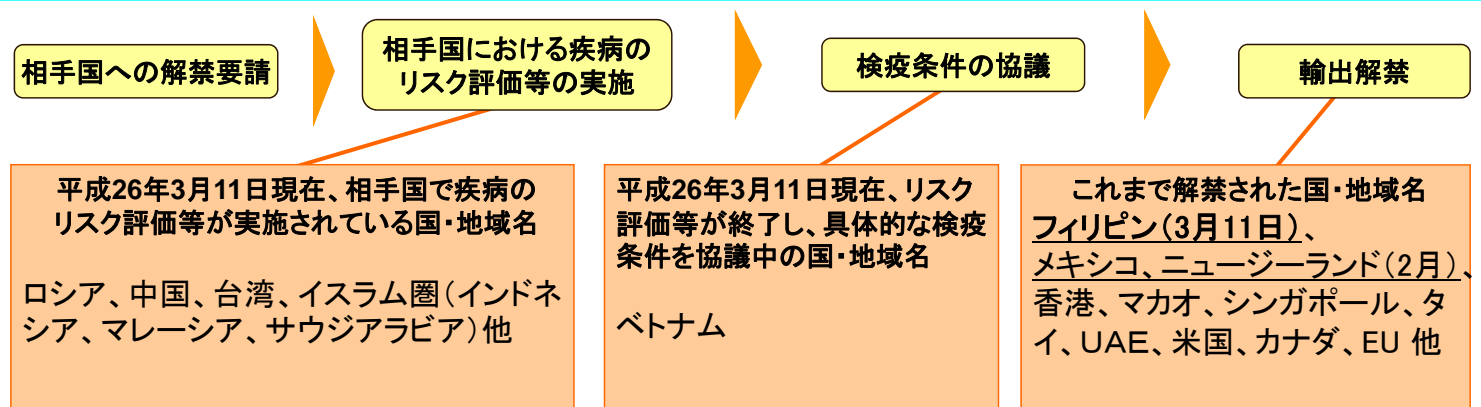
2. 現在、輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

- りんご: ベトナム、韓国、インド ○なし: 韓国、インド ○もも(ネクタリン): オーストラリア、中国
- かき: 中国、米国 ○ぶどう: 中国、オーストラリア
- いちご、キウイフルーツ、さくらんぼ、すいか、メロン、かんきつ類、ながいも: 中国

39

輸出動物検疫協議の状況(牛肉の場合)

- 昨年5月、国際機関(国際獣疫事務局・OIE)より無視できるBSEリスク国として認定されたことを受け、BSEを理由に輸入を停止している国に対し、輸入解禁を要請し、両国専門家間の技術的協議を実施。
- 現在、18カ国に対して牛肉の解禁を要請しているほか、解禁済みの国に対して、検疫条件の緩和等も要請。



検疫条件の緩和等その他の案件

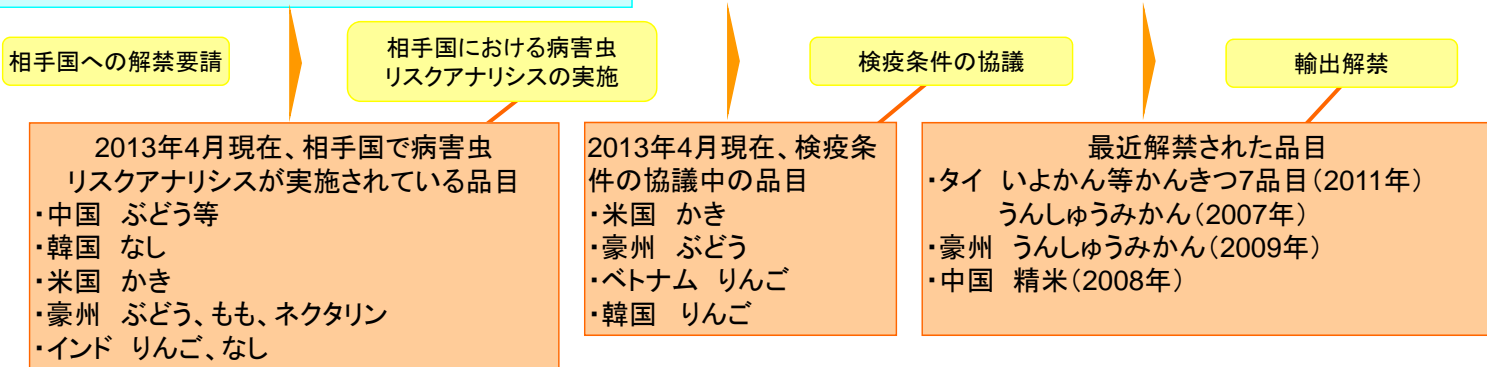
- 輸出牛肉の月齢条件緩和に向けた協議(タイ、シンガポール、香港、マカオ)
- 米国向け冷凍牛肉の輸出(昨年12月末に協議終了。現在、国内手続き中)

40

輸出促進に向けた植物検疫の取組

- 農産物を輸出する場合、日本からの輸出時に輸出相手国が必要とする検疫措置を受ける必要がある。
- 輸出促進に当たっては、それらの検疫措置の緩和を相手国に求めるとともに、輸出できない品目については輸出解禁を要請し、両国の植物検疫専門家間の技術的協議を実施。
- 輸出を目指す産地を植物検疫の面から支援するため、産地、業者等に対する情報提供及び技術的指導を実施。また、輸出検疫手続における輸出者の利便性向上を図るため、集荷地等での輸出検査を実施。

輸出解禁に係る技術的協議の流れ



検疫条件の緩和等その他の案件

- ・米国向けうんしゅうみかんの検疫条件緩和
- ・タイ向けかんきつ類の産地の追加指定
- ・中国向け精米の施設の追加指定 等

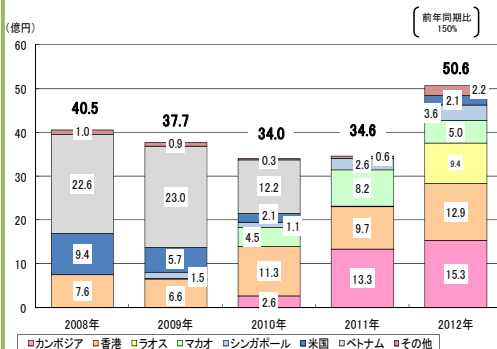
集荷地検査の実績

集荷地検査の件数は約2,000件(平成18年度)から約6,000件(平成24年度)と3倍の伸びを示している。一方、輸出検査の件数は平成18年度から平成24年度までは約50,000件から60,000件で推移している。

牛肉の輸出戦略

輸出の現状

○2012年の輸出額は51億円、輸出量は863トンといずれも過去最高。



- 2012年8月に対米輸出が再開し、現在香港、マカオ、シンガポール、米国、タイ、カナダ、UAE等への輸出が可能。
- 2013年3月には、EUへの輸出が認められたところ。(※)

※ 輸出施設の認定が行われると、実際の輸出が可能

分析

○市場の大きい米国やEUで重点的に活動する必要。

米国、EUの牛肉消費量及び輸入量
(単位:1,000トン(枝肉ベース))

	米国	EU
消費量	11,651	7,941
輸入量	933	367

出典:米国農務省HP(2011年)

- ロース、ヒレ等の高級部位だけでなく、バラ等多様な部位の販売促進が必要。
- 牛肉需要が見込まれる国・地域(ロシア、メキシコ、中国等)への輸出解禁に向けた働きかけが必要。
- 相手国の要求するHACCPやハラール認証等に対応した食肉処理施設の整備が必要。

輸出国・地域別の施設認定状況(2013年7月現在)

	米国	カナダ	EU	香港	UAE	シンガポール	マカオ	タイ
施設数	7	5	0	9	2	10	52	34

出典:厚生労働省HP

2020年目標と対応方向

- 輸出額目標:**250億円(4千トン相当)**
- 【新興市場】米国、EU、カナダ、香港、マカオ、シンガポール、タイ、UAE
- 【有望市場】ロシア、メキシコ、中国、台湾、イスラム圏(インドネシア、マレーシア、サウジアラビア他)等

具体的な輸出拡大策

- 焼肉等の日本食文化と一体的なプロモーション。
- 商談会開催や見本市出展等を支援。
- ジェトロによる米や果物などとの一体的な日本食材の販売促進。

和牛統一マーク

焼肉店の海外進出

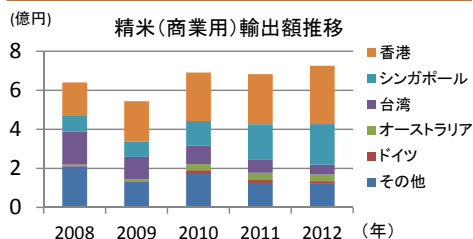


輸出環境整備

- 輸出解禁に向けた衛生協議(ロシア、台湾、中国等と協議)。
- HACCP等施設整備への支援。
- ハラール認証を取得しようとする取組に対し、きめ細やかな支援を措置。

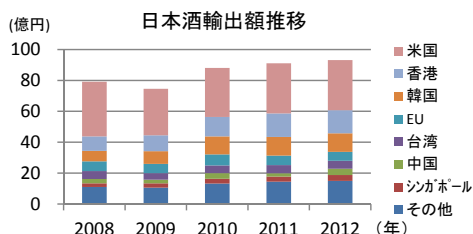
輸出の現状

○ 精米の輸出量は、5年間で約2倍の2千t(約7億円)。香港・シンガポールで約7割。中国向けは、過去最大でも100t程度。



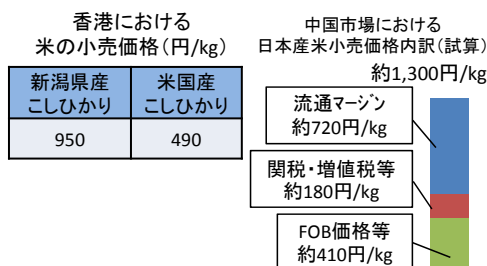
○ 2012年の米菓輸出額は、約30億円。主な輸出先は、台湾、米国、香港等。

○ 2012年の日本酒輸出額は約90億円。輸出先は、米国・香港で全体の5割。



分析

○ 日本産米に対する評価は高いが、許容できる価格差には限界。
○ 精米から長期間経過後も販売されているケースもあり品質にも疑問。
○ 中国市場では、品質差を上回る高価格で流通しているのが実情。



○ 世界のワイン消費量は、約2,400万klで、主要な消費国はEU、米国等。中国の消費量が上昇傾向。
○ 世界の酒市場の大きさを考えれば、日本酒の輸出額の拡大余地は大きい。

日本酒	仏ワイン	英スコッチ
88	7,740	5,150

2020年目標と対応方向

○ 輸出額目標: **600億円**。

○ 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

- コメ(包装米飯含む)
 - 現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。
 - ★重点国
 - 新興市場: 台湾、豪州、EU、ロシア等
 - 安定市場: 香港、シンガポール
- 米菓
 - 相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。
 - ★重点国
 - 新興市場: 中東、中国、EU
 - 安定市場: 台湾、香港、シンガポール、米国
- 日本酒
 - 発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。
 - ★重点国
 - 新興市場: EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国
 - 安定市場: 米国、香港

花きの輸出戦略

輸出の現状

○ 花きの輸出額は増加傾向で、2012年は83億円。
うち植木等(植木・盆栽・鉢もの)が82億円、切り花が1億円。



※植木等の主な輸出先はベトナム、中国、香港
※切り花の主な輸出先は、米国、中国

○ 花きの産出額は近年3,500億円程度で推移。



分析

花き全体

- 多様で高品質。
- 「所得倍増」に向け、今後新たな販路を開拓し、輸出の動きを加速させることが必要。

植木・盆栽

- 日本ブランドが確立。
- 植木については、近年、急激に輸出量が増加したため、イヌマキ等一部品目の資源が枯渇しつつあるため、新たな輸出品目の開拓が必要。

鉢もの・切り花

- 輸出の歴史が浅く、海外における日本産の認知度が低いことから、さらなるプロモーションが必要。
- 継続的な長期出荷に対応できる安定した価格・数量の確保が課題。
- 長時間輸送に耐えうる鮮度保持技術の普及・開発が課題。

2020年目標と対応方向

○ 輸出額目標: **150億円**。

植木・盆栽

重点国: 新興市場: EU
安定市場: 中国

方向性:

- 輸出品目の拡大。

具体的対応:

- 海外からのバイヤー招へいや見本市等を通じ、新たな輸出品目を開拓。

鉢もの

重点国: 新興市場: シンガポール
安定市場: 中国、香港

方向性:

- 輸出の拡大及び認知度の向上。

具体的対応:

- 産地間連携による年間を通じた安定的な供給体制の整備。
- 品種識別技術の開発等、知的財産権の保護強化。

切り花

重点国: 新興市場: シンガポール、カナダ、EU、ロシア
安定市場: 米国、香港

方向性:

- 輸出の拡大及び認知度の向上。

具体的対応:

- 産地間連携による安定的な供給体制の構築。
- 統一規格やロゴ等によるジャパン・ブランドの浸透。
- 見本市の開催等による花文化と併せた効果的な発信。
- 長時間輸送に耐えうる鮮度保持技術の開発・普及。

青果物の輸出戦略

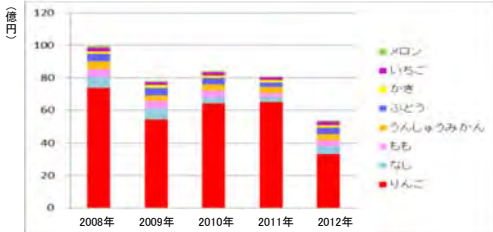
輸出の現状

○野菜・果実等の輸出は、世界的不況等により、2007年をピークに減少傾向(2012年 約80億円)。

【果実】

主要な果実の輸出額のうち、約6割を「りんご」が占める。

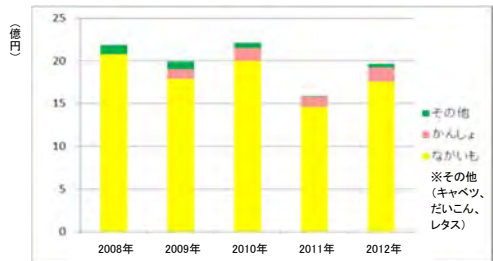
輸出先は、台湾・香港で全体の約9割。



【生鮮野菜】

主要な生鮮野菜の輸出額(2012年)のうち、約9割を「ながいも」が占める。

輸出先は、台湾・香港で全体の約7割。



分析

○ 現在の主要輸出先である台湾に加え、成長の著しい東南アジア等に着眼した戦略的な市場開拓が重要。

○ 青果物をジャパン・ブランドとして確立するためには、マーケティングと品揃え、周年供給の確保が重要。

○ 一方で、原発事故に伴う輸入規制によって、主要取引先である台湾・香港は、一部地域からの輸入を停止中。

(具体例)

いちご……栃木県

なし……福島県、千葉県

もも……福島県

2020年目標と対応方向

○ 輸出額目標: **250億円**。

○ 重点品目:

(例) りんご、柑橘類、いちご、なし、もも、ながいも、かんしょ、「第2、第3のりんご、ながいも」

○ 重点国:

(新興市場) シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、カナダ、米国、EU、ロシア、中東

(安定市場) 台湾、香港

○ 方向性:

① 富裕層に加え、人口の多い中間層もターゲットとし、マーケティング等の強化により、売れる品目を発掘しつつ市場を開拓。

② 東南アジアやEU、ロシア、中東において、産地間連携、卸売市場の活用等により、りんごや他の品目を組み合わせ、日本産青果物が海外の店舗に常時並ぶ「多品目周年供給」体制を構築。

○ 輸出環境整備:

① 原発事故による輸入停止措置の解除。

② 検疫等の制限に対する戦略的働きかけ。

③ 鮮度保持・長期保存技術の開発。

家畜衛生総合対策

【5, 524 (5, 352) 百万円】

対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ることにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

<背景/課題>

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では最近も継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- また、これらの対策を支えるためには、産業動物獣医師の育成・確保を図ることが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 [拡充]

5, 220 (5, 084) 百万円

- 畜産物を輸出する際の相手国からの要求等に応えるため、近年発生が増加している牛白血病を含めた家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾病的監視を行います。
- 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行うとともに、口蹄疫埋却地の原状復旧を支援します。

〔委託費、補助率：10/10、1/2等〕
〔委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等〕

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

171 (147) 百万円

人や物を介する口蹄疫等の伝染性疾病的我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭する等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

〔事業実施主体：動物検疫所〕

3. 産業動物獣医師の育成・確保 [拡充]

133 (121) 百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学に入学する高校生等に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医学生や臨床獣医師への実習研修等を実施します。

〔補助率：定額 (1/2以内等)〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
- 3の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3501-4094)